

新潟市身体障害者手帳に関する障害程度の認定基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条第1項に規定する身体障害者手帳に関する障害程度の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 障害程度の認定については、法、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）及び身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に定めるもののほか、次の各号に規定する通知に定めるところによる。

- (1) 身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について（平成15年1月10日付け障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- (2) 身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について（平成15年1月10日付け障企発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）
- (3) 身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について（平成15年2月27日付け障企発第0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）
- (4) 身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて（平成21年12月24日付け障発第1224第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- (5) 口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能の障害に関する歯科医師の診断及び意見の取扱いについて（平成15年1月10日付け障発第0110002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- (6) 心臓機能障害の認定（ペースメーカー等植え込み者）に当たっての留意事項

について（平成26年1月21日付け障企発0121第2号厚生労働省社会・援護
局障害保健福祉部企画課長通知）

附 則

この要綱は，令和2年10月1日から施行する。